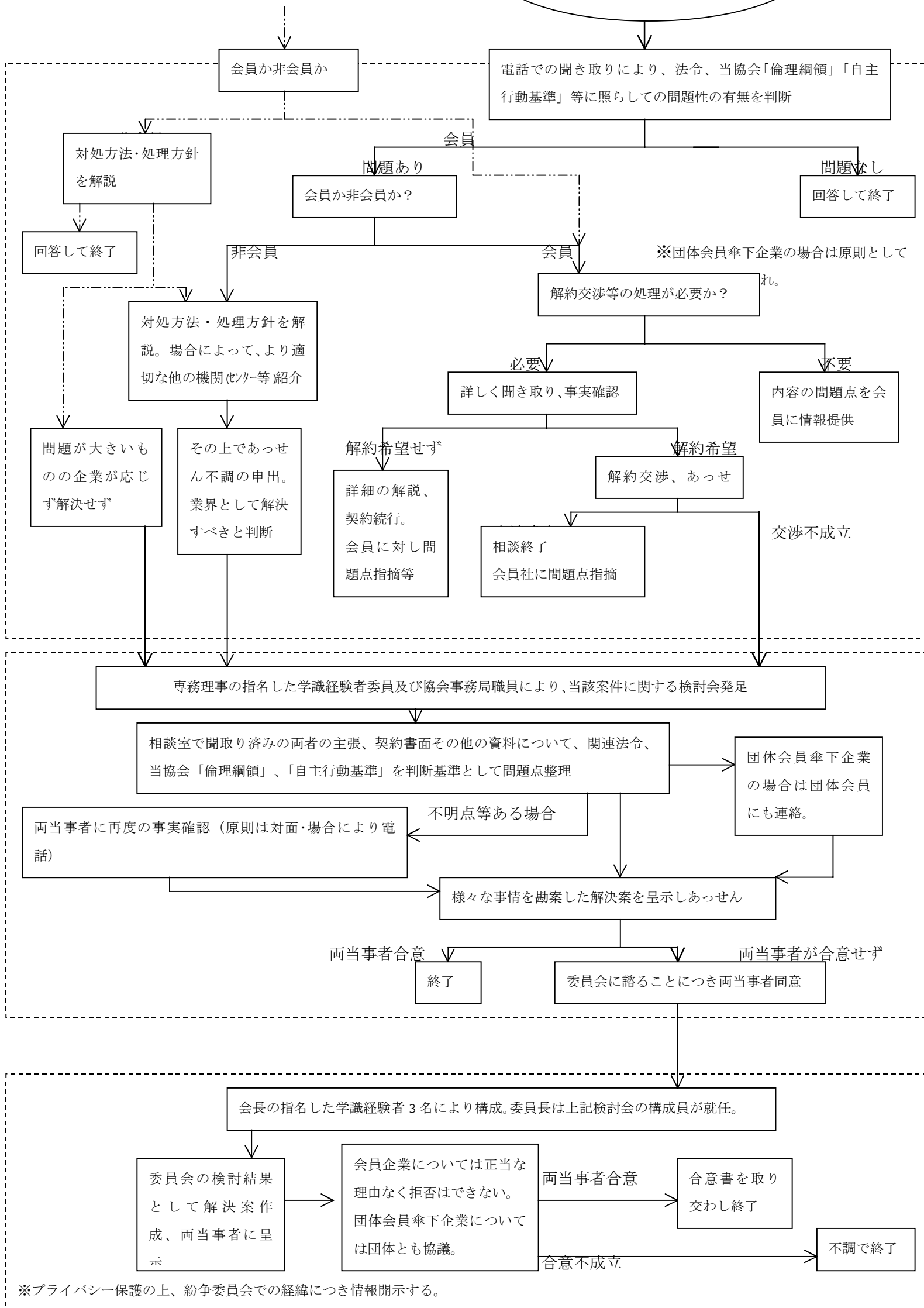


(社) 日本訪問販売協会消費者取引紛争処理機構

訪問販売 110 番消費者  
相談室  
非会員

消費者センター  
等行政機関

消費者



## 「検討委員会」

- (1) メンバー：学識経験者、ADR機関関係者等の識者により構成
- (2) 検討スケジュール：本年4月以降、1～2回開催（その後は、バーチャルな議論を行うことを想定）

### 検討の目標

具体的な養成プログラムを検討。その成果をまとめ、今春～夏を目途に、経済産業研究所ADRポリシープラットフォームにおいて、試行的に養成プログラムを実行することを目標とする。

(参考) ADR検討会における主な意見（ADRを担う人材の養成に関わるもの）

「ADRの主宰者となるためには、法的知識や紛争内容に関する専門能力のほかに、紛争解決に関する専門能力も必要とされるのだから、法曹関係者にもいえることであるが、ある分野の専門家が直ちにADRを主宰する能力があるとはいえず、ADR主宰者への研修や資格認定についても検討する必要があるのではないかと。また、・・・研修の充実や関係機関間の連携の問題ともどこかの段階でリンクさせて、法や行政ができることは何かを考えなければならぬのではないかと。」

「紛争解決に係る専門能力については従来必ずしも注目されていなかった分野であるが、重要であると思われる。」

「消費者の立場からみれば、既存のADRは、法的知識等に係る専門能力と紛争分野に係る専門能力に特化しているため、利用者が説得されてしまうというイメージが強い。このため、根本的に考え方を变えて、紛争解決に係る専門能力を重視し、当事者同士の話し合いを主体として、第三者がアドバイスするような関わり方で組み立ててもらいたい。」

「オーストラリアでは、弁護士や専門家というだけでは調停人とはならず、各ADRの内規で、紛争解決に係る専門能力に関し一定の研修を収めなければならないとされている。・・・」

「法的知識等に係る専門能力があれば紛争解決に係る専門能力が備わるというものではなく、アメリカでは、弁護士も研修プログラム等を経て調停人となるための資格を得ている。」

「・・・紛争解決に係る専門能力を否定はしないが、あくまでも、法的知識等に係る専門能力、紛争分野に係る専門能力が重要となるはずである。」

(ADR検討会配付資料より抜粋)